

健康教育用機材等貸出要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、群馬県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）が、保健事業活動の一環として県内被保険者等の健康づくりに対する意識向上・教育をはかるため、健康教育用機材等の貸出しに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(貸出しする物品)

第2条 貸出しする物品は、連合会が管理する機械、器具、ビデオテープ等とする。

(借受人)

第3条 県内保険者及び連合会理事長が認める者とする。

(借 用)

第4条 第2条に定める物品の貸出しを受けようとする者は、国保情報ネットワーク群馬において借用申請を行わなければならない。但し、やむを得ない場合は、健康教育用貸出機材等借用書（様式1）を連合会理事長に提出しなければならない。

(賠償責任)

第5条 借受人は、貸出しを受けた物品を亡失し、又はき損した場合は、天災等やむを得ないと認められる場合を除き、賠償の責を負わなければならない。

(貸出しの条件)

第6条 物品の貸出しにあたっては、次の各号に掲げる事項を貸出しの条件とする。

- 1 貸出し及び返却の場所は連合会とすること。
但し、遠路及び急務などやむを得ない場合は、この限りでない。
- 2 転貸しないこと。
- 3 目的以外の用途に使用しないこと。
- 4 期間満了の日までに連合会に返却すること。
- 5 その他必要な事項

(報 告)

第7条 借受人は、貸出しを受けた物品を返却する際に、国保情報ネットワーク群馬において報告入力を行わなければならない。但し、やむを得ない場合は、健康教育用貸出機材等借用報告書（様式2）を連合会理事長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は連合会理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。